

# 訴 状

平成30年 7月20日

岡山地方裁判所  
民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 光 成 卓 明

同 東 隆 司

## 当 事 者 の 表 示

〒700-0933 岡山市北区奥田1丁目11番20号

原 告 特定非営利活動法人  
市民オンブズマンおかやま  
代表者理事 光 成 卓 明

〒700-0816 岡山市北区富田町1丁目3番15号

上記訴訟代理人弁護士 光 成 卓 明  
TEL 086-224-2809  
FAX 086-224-2819

〒700-0817 岡山市北区弓之町17番13号 リヴラン弓之町1階  
上記訴訟代理人弁護士 東 隆 司  
TEL 086-222-4113  
FAX 086-222-4116

〒700-8544 岡山市北区大供1丁目1番1号

被 告 岡山市長 大森雅夫

## 不当利得返還請求の訴

訴訟物の価額 算定不能  
貼用印紙額 13,000円

## 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方に対し、それぞれ、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「請求金額」欄記載の各金員と、これに対する平成29年5月1日から支払い済みまで年5分の割合による金員を、岡山市に支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 請求の原因

### I 当事者等

原告は岡山市に所在する特定非営利活動法人である。

別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方は、いずれも、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における、岡山市議会における会派である。

### II 岡山市議会政務活動費の支出根拠等

- i 岡山市議会の政務活動費は、地方自治法第100条第14、15項、及びこれに基づき制定された「岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて支給される。
- ii 地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として・・・政務活動費を交付することができる」と定めている。
- iii 「条例」はこれに基づき、第1条で政務活動費が「岡山市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部」として交付されるものであること、第5条で「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して交付する」とこと、第8条で会派が「その年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額」を控除して残余があるときは市に返還すべきことを、それぞれ定めている。また第5条第2項の別表では、「調査研究費」「研修費」「広報費」「広聴費」「要請・陳情活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「人

件費」「事務所費」の10種類の使途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。

- iv 従って、岡山市議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「調査研究その他の活動に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

### III 岡山市議会の平成28年度政務活動費の交付と精算

岡山市は、前記「条例」に基づき、平成28年度政務活動費として、相手方方に金員を交付し、相手方からは、いずれも平成29年4月30日までに、平成28年度政務活動費の収支報告をし、残余金を岡山市に返還した。

### IV 政務活動費の性質と支出の査定

#### 1 市議会議員の政治活動と按分支出

市議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「市政報告」には一般に、市政についての広報・広聴の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- i 当該支出にかかる活動の全体が、会派または所属市議会議員の「政務活動」にかかる支出（「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」）として適正と判断されるものは、全額認め、
- ii 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、
- iii 当該支出にかかる活動の全体が、i、iiのいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについ

てはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率 50%で認めるべきである。

## 2 会派の説明義務と説明不十分な支出

会派は、自らのした政務活動費の支出が、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについて、市及び市民に対して説明する義務を負うものと解される。「条例」が、第 7 条第 1 項で会派は収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して議長に提出すべきこと、第 8 条で何人も議長に対し収支報告書・証拠書類の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めていることは、会派にその説明義務を全うさせる趣旨の規定であると解される。

従って、会派が提出した説明及び証拠が、支出が「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に該当することを認めるに足りないときは、その支出は適正なものと認められない。

## 3 査定の結果

上記の一般基準に基づき、岡山市議会の各会派が平成 28 年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出のうち、別紙会派別査定表記載の支出（否認額欄が空白または「0」と記載したものと除く）は、適切なものと認められない。

### ア 自由民主党岡山市議団調査研究費 536、610～615、697～699

自動車のファイナンスリース料である。自動車のファイナンスリース料は、実質的には自動車の購入代金と変わらないので、政務活動費の支出は許されない。

### イ 自由民主党岡山市議団広報費 435、436、538、708

高級和洋菓子店での数千円規模の菓子購入であり、認められない。

### ウ 自由民主党岡山市議団・おかやま創政会広聴費（タクシ一代）

別紙査定表中では認額 0 円としたタクシ一代は、①乗車時刻が不明（中には料金額から深夜乗車と推定できるものもある）、②議員の自宅が乗降車地になっている、③利用目的の記載が抽象的、等の理由により、タクシ一代利用の必要性が説明されていない。また、自由民主党岡山市議団が政務活動費から支出したタクシ一代は、平成 27 年度と比較して大幅に増加している。

### エ 自由民主党岡山市議団事務所費 1046、1095、1127、1177

ケーブルテレビ（oni ビジョン）視聴料である。TV の視聴は娯楽を含む広範な目的のために行われるので、その費用は市政の調査研究に必要な経費と認められない。

オ 自由民主党岡山市議団事務所費（森田議員の事務所賃料・電話料・光熱水費）

森田議員の当該「事務所」は、平素閉まっていて人気がなく、電話料や光熱水費の金額が非常に低額なので、政務活動の拠点としての性格を有するものと認められない。

カ 自由民主党岡山市議団事務所費（宮武議員の事務所賃料・電話料・光熱水費）

宮武議員の当該「事務所」は、当該建物や議員の広報物等に「事務所」と表示されておらず、政務活動の拠点としての性格を有するものと認められない。

キ 公明党岡山市議団広報費 32、33、86、87、256～259、381、512、513、577、703

ラベル類代金である。ラベル類は広報・広聴目的にも使用されうるが、政務活動以外の議員活動にも広く使用されうるものなので、按分率50%で按分した額を超えては支出は許されない。

ク 市民ネット広報費 47

紙代であり、全額を政務活動費から支出している。

調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のものなので、按分率50%で按分した額を超える支出は許されない。

ケ 市民ネット資料購入費 2

議員自身が代表を務める団体の会費と推定される。このような団体の会費の支出は、政務活動以外の議員活動のための支出と考えられるので、政務活動費から支出することは許されない。

コ おかやま創政会広報費 24

ホームページの更新管理費であり、全額を政務活動費から支出している。調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のものなので、按分率50%で按分した額を超えては支出は許されない。

サ おかやま創政会広報費 1～5、7

駐車料金であり、「市民相談」との説明で各全額を支出しているが、①目的の説明が抽象的で、②うち2件（1、7）は飲食店の多い地区での夜間に及ぶ駐車である。1、7については政務活動費の支出は許されず、その余についても按分率50%で按分した額を超える支出は許されない。

シ 議会内会派控室経費（自由民主党岡山市議団人件費・事務所費、公明党岡山市議団広聴費・人件費・事務所費、共産党岡山市議団資料作成費・人件費・事務所費、市民ネット事務所費、おかやま創政会人件費・事務所費）

議会内の会派控室における、職員給与等（人件費）、飲料購入費（広聴費・事務所費）、リース料（資料作成費・事務所費）、コピー・FAX・事務

用品・PC 用品費用(資料作成費・事務所費)、住宅地図購入費（事務所費）であり、各全額を政務活動費から支出している。

会派控室においては、政務活動だけでなくそれ以外の政治活動も行われるので、按分率 50%で按分した額を超える支出は許されない。

## V 岡山市議会の平成 28 年度政務活動費の支出と不当利得

- 1 以上の結果、各会派が平成 28 年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙会派別査定表「否認額」欄に記載した支出は、「条例」第 5 条に違反しているので、別紙「相手方及び請求金額一覧表」の「請求金額」欄記載の各金額の支出は違法である。
- 2 「条例」第 8 条は、「市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第 5 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする」と定めている。

この市長の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、<当該会派がその年度において行った市政の調査研究に資するため必要な経費とした支出（第 5 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう）の総額を控除して残余がある>ことを要件として返還請求権が当然に発生し、市長が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実に該当することになる。
- 3 i しかるに、1 記載の不適正支出金額は「条例」第 5 条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第 8 条にいう「残余」にあたる。  
ii 各会派は、政務調査費を何に支出したかについては十分に認識していたので、不当利得につき悪意の受益者である。

仮に各会派が支出当時に、当該各支出が合法だと解釈していたとしても、「利得に法律上の原因がないことの認識」の内容としては、「どのような費用を支出したか」についての認識をもって足り、その支出が違法であるとの認識まで必要とされないと解すべきものである。（同旨、広島高岡山支判 H21.2.26）
- 4 よって、岡山市長が各会派に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請

求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実に該当する。

### 5 住民監査請求とその棄却決定

- i 原告は、平成 30 年 4 月 25 日、本件政務活動費残余金につき岡山市監査委員に対し、返還請求を求める住民監査請求をした。
- ii 岡山市監査委員は、平成 30 年 6 月 21 日、上記監査請求を棄却し、その通知は同日原告に到達した。

### 6 結語

よって、地方自治法第 242 条の 2 の規定に基づき、請求の趣旨記載のとおりの判決を求めて、住民訴訟に及ぶ。

### 添付書類

|         |     |
|---------|-----|
| 1 資格証明書 | 1 通 |
| 2 委任状   | 1 通 |

## 相手方及び請求金額一覧表

平成28年度岡山市議会政務活動費  
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

| 相手方        | 請求金額(円)           |
|------------|-------------------|
| 自由民主党岡山市議団 | 6,683,826         |
| 公明党岡山市議団   | 1,636,366         |
| 日本共産党岡山市議団 | 2,373,450         |
| 市民ネット      | 83,625            |
| おかやま創政会    | 2,014,515         |
| 総 計        | <b>12,791,782</b> |